

## 履行確実性確認調査における基準の変更について

平成31年4月16日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

当機構発注業務における履行確実性確認調査を実施するか否かの基準となる額を以下のとおり変更しましたので公表します。

### 1. 工事の請負契約

- 一 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額）
  - イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ニ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 二 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額

### 2. 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）に係る契約の場合

- 一 次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額（測量業務及び地質調査業務以外については、その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8を乗じて得た額、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額。測量業務については、その額が、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.2を乗じて得た額、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額。地質調査業務については、その額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.5を乗じて得た額、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

二 特別なものについては、前号の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては、10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては、3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額

3。製造その他の請負契約（建設コンサルタント業務等を除く。）

予定価格に10分の6を乗じて得た額

以上